

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	福井市 18201
地域名 (地域内農業集落名)	南南居、北南居

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	49.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	49.9 ha
② 田の面積	49.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.2 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>【農業者】「農業を担う者」である集落営農法人及び認定農業者が担っている。                  【主要作物】水稲、大麦、大豆の栽培を行っている。                  【その他】農地は概ね集落の法人に集積されている。将来にわたって営農継続を図るため、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。</p>
---

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農法人及び認定農業者が担っていく。                  【将来の主要作物】水稲、麦、大豆、景観植物の栽培を行っていく。                  【その他】スマート農業の導入を検討する。直播栽培を取り入れ、低コスト化を図る。</p>
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
「農業を担う者」である集落営農法人及び認定農業者が担う。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	99 %	将来の目標とする集積率	99 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集落の農地は既に担い手が集積・集約化している。集落内で話し合い、できる限り各農家が担う農地の集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
集落の農地は既に担い手が集積・集約化している。集落内で話し合い、できる限り各農家が担う農地の集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組
一部圃場の排水補助整備を活用してほ場整備を行い、後継者が機能する環境が整備されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。構成員の師弟を中心としたオペレーター養成(シーズン前の機械点検・講習会)を行い、新規就農の促進を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
南南居:既に草刈りを委託している。北南居:活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/>	⑦保全・管理等	<input type="radio"/>	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	<input type="radio"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①防護柵や捕獲檻2ヶ所を設置し対策を実施していく。地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲檻の見廻り、埋設の協力などを行う(平成24年に南居町鳥獣害対策協議会を設立)。南南居:既に対策を実施している。②土壌改良剤の散布を行う。③南南居:スマート農業の導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、暗渠の掃除、防草シートの設置、農道の整備を行う。南南居:景観植物を植え、保全管理に取り組んでいく。⑧南南居:農舎の建設を検討していく。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、農業者が生きがいを持って営農し、経営の複合化を図っていく。



5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。